

29

25

27

26



283

741

213

75

70

25













重点的な取組、共通的な取組

令和6年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		情報システム調達の改善	<p>【特定の事業者の優位性排除】 仕様内容・要件等に関して、複数の事業者から意見を聴取するなど特定の事業者により働く状況を可能な限り排除するとともに、特定の事業者しか供給できない製品ではなく、汎用的な製品やオープンソースソフトウェアの調達を行う。</p> <p>【新規参入事業者への配慮】 ・新規参入事業者の参加を阻害しないよう、公告期間、既存事業者との引き継ぎ、ノウハウ蓄積のための十分な期間の確保を行う。 ・新規参入事業者が業務内容や業務量を十分理解し、適切な入札価格を算出出来るようにするため、仕様書等の記載内容は、具体的かつ分かりやすく記載するものとし、関連する資料についても閲覧資料として引き続き準備する。</p> <p>【競争参加者確保に向けた取組】 ・新規性、創造性を重視し、より高い技術力、先端技術を求める調達するシステムにおいては、プロポーザル型企画競争の活用を推進するとともに、複数事業者と対話を通じて調達仕様書を見直す技術的対話による調達方法の利用環境を改善・推進する。 ・デジタル庁における過去の契約事業者（再委託事業者を含む）をデジタル庁のウェブサイトに公開し、再委託事業者に多い中小企業、設立後間もない企業においても契約締結に向けた検討に資する取り組みを行う。</p> <p>【一者応札の回避方策の検討】 一者応札が継続している調達案件については、デジタル庁情報システム調達改革検討会の検討結果を踏まえた改善内容等について、令和5年度に新たに取り組んだ方策の検証や同検討会のフォローアップでの改善方向等も踏まえて、引き続き改善に向けて取り組んでいく。</p>	情報システム調達におけるベンダーロックイン等の課題を解消し、公平、公正な調達環境を整える必要があるため。	A+	R4	情報システム調達の競争性確保の向上と一者応札が継続している調達案件の改善については、令和5年度の取組を検証した上で、更なる改善に向けて取り組む。	R7年3月まで
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>随意契約を行おうとする場合は、「随意契約審査委員会」において、真に随意契約であるべき法的根拠も含めた事前審査を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないかの検討を行う。</p> <p>入札等監視委員会で調達に関する改善案を提案された場合、同委員会において講じた措置を報告する。</p>		A	R4	<p>都度「随意契約審査委員会」を開催し、競争性のある調達への移行など適切な調達方法を検討する。</p> <p>年2回開催する入札等監視委員会において提案された改善策について、調達改善計画に反映することを検討する。</p>	R7年3月まで
	○	調達事務のデジタル化の推進	電子調達システム（GEPS）による入札・契約手続の更なる利用促進を図るため、原則電子入札によることを入札公告に記載するとともに、電子契約に対応できない事業者に対しては、対応できない理由を可能な限り聴取するなど積極的に推進する。		A	R4	政府目標を上回っている状況にあるものの、調達事務の簡素化、効率化の観点から更なる利用拡大を図る。	R7年3月まで

## その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
・ 契約情報の管理業務を、現状の Excel 表からシステム管理へと切り替え、当該事務の簡素化・効率化を行う。	新規
・ 会計事務にかかる手引き書等の整備、共有を図り、職員等の資質向上を図り、業務の効率化を行う。	継続
・ クレジットカードで海外出張経費の精算、高速料金の支払に引き続き活用する。	継続